

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関するお客さまへのお願い

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度^(注1)」に基づき、2017年1月以降、保険契約の新規申込みを行う際等に、お客さまの氏名・住所(名称・所在地)、居住地国等を記載した届出書をご提出いただく必要があります。

生命保険会社は、お客さまからご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、ご契約情報等を国税庁(所轄の税務署長)に報告することが求められております。

つきましては、趣旨をご理解の上、届出書のご提出をお願いいたします。

(注1) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度とは…

経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するために、経済協力開発機構(OECD)で策定された「共通報告基準(CRS)」に従って、金融機関が非居住者(個人・法人)に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供することとなりました。

これを踏まえ、日本でも「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を改正し、2017年1月以降、金融機関等が一定の保険契約者等につき、居住地国等の情報を所轄税務署長に報告する本制度が導入されました。

○届出書の提出が必要となる場面

①2017年1月以降、新たに以下の手続きを行う場合、届出書(新規届出書)のご提出が必要となります。

届出書の提出が必要となる場面	提出いただく方
保険契約の新規申込み	契約者さま
保険契約者の変更	変更後の契約者さま
満期保険金・年金・返戻金などの支払時(受取人が保険契約者と異なる場合等)	受取人さま

②届出書の提出後、居住地国に異動があった場合には、届出書(異動届出書)のご提出が必要となります。

○届出書の提出時期・記載事項

届出書の種類に応じて、以下のとおりです。

届出書名	新規届出書	異動届出書
提出者	2017年1月以降に生命保険会社と上記①の各手続きを行う方	届出書提出後に、届出書記載の居住地国に異動があった方
提出時期	上記①の各手続きを行う際	<ul style="list-style-type: none">・(個人)居住地国の異動日から3か月を経過する日まで・(法人)居住地国の異動日の属する年の12月31日または異動日から3か月経過日のいずれか遅い日まで
記載事項	<ul style="list-style-type: none">・(個人)氏名、住所、生年月日・(法人)名称、本店または主たる事務所の所在地・居住地国名^(注2)、居住地国が外国である場合は当該国の納税者番号・(住所・所在地と居住地国が異なる場合)事情の詳細等^(注3)	<ul style="list-style-type: none">・異動後の居住地国等・以前提出した届出書に記載した居住地国・左記の新規届出書の記載事項

(注2) 居住地国(納税地国)は、以下の①および②のように判断されますが、お客さまご自身の居住地国につきましては生命保険会社では判断できかねますので、ご不明点がある場合には、税理士等の専門家または最寄りの税務署にお問い合わせください。

①日本に住所等を有する方は日本(法人の場合は日本国内に本店または主たる事務所がある方)

②外国の法令において、住所を有するなど一定の基準により、所得税・法人税に相当する税を課されるものとされている方は当該外国

※上記のいずれも該当する場合は、該当する居住地国をすべて記載ください。また、居住地国がない場合は、ない旨を記載ください。

(注3) 一定の法人の方は以下の事項についても記載していただく必要がございます。

・上場法人、上場法人の関係会社、政府機関等、外国金融機関等にあたる場合にはその旨

・実質的支配者(法人の事業經營を実質的に支配することが可能となる関係にある方)の氏名、住所、生年月日、居住地国、外国の納税者番号、(住所・所在地と居住地国が異なる場合)事情の詳細、当該法人の法人番号

○届出や報告に応じていただけない場合

新規届出書の提出に応じていただけない、あるいは国税庁への報告に同意いただけない場合、お申込みをお断りすることがあります。また、届出書に虚偽の記載を行った場合、新規届出書を提出しない場合には、法令によりお客さまへ罰則が科されることがあります。